

〔令和7年第4回定例会〕

## 宗像市議会一般質問

日 程		発言順	議員氏名	発 言 の 項 目
12月3日(水)	午前	1	安部 芳英	1 災害に強いまちとは 2 赤間駅周辺の活性化について
		2	伊達 正信	1 災害に強い宗像を目指して 2 学校給食について
	午後	3	北崎 正則	1 宗像の教育の充実を図るために 2 気候変動等に伴う農業・水産業への支援は
		4	川内 亮	1 公共交通について
		5	小林 栄二	1 産業振興条例制定の方向性について 2 有害鳥獣対策について
12月4日(木)	午前	6	石松 修	1 ふれあいバスで使用されているEVモーターズ・ジャパンのEVバスについて 2 市立中学校部活動の地域移行(展開)について
		7	岩岡 良	1 市立学校の周辺住民に対する環境対策について 2 自主防災組織と防災士の関係について 3 コミュニティ施策の充実について 4 学校部活動の地域展開について
	午後	8	田中 るみ子	1 不登校児童生徒へ教育機会確保を 2 子どもが幸せに生きるための包括的性教育を
		9	新留 久味子	1 宗像市で公契約条例制定の検討を 2 自治会の防犯灯の維持管理費を公費で
		10	吉田 剛	1 宗像の豊かさを形にする都市計画を
12月5日(金)	午前	11	三島 隆由	1 地域の自治会の発展のために 2 中学校部活動の地域移行について
		12	花田 哲司	1 不登校対策の強化について 2 職員が働きがいのある職場づくりを
	午後	13	齋藤 元孝	1 北朝鮮人権侵害問題(日本人拉致事件)の啓発について 2 市民に開かれた事務事業評価を!
		14	神田 亜希子	1 地域猫活動の推進について 2 包括的性教育の取組を
		15	木藤 裕司	1 郷土の偉人の功績や伝統文化の継承を
12月8日(月)	午前	16	井浦 潤也	1 本市の施策をさらに充実させるために
		17	木村 武士	1 宗像市におけるマイクロプラスチックごみの対策と取組について
	午後	18	上野 崇之	1 包括的性教育の実践に向けて 2 子どもたちの福祉と教育の諸課題

【質問者数：18人、質問項目：33項目】

一人あたりの質問時間は答弁を含めて最大55分です。

一般質問は通告制です。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（16）番 安部 芳英

以下のとおり通告します。

発言順	1	受領日時	令和7年10月31日 8時30分
項目1	災害に強いまちとは		
テロップ	災害に強いまちとは		
	国の指針である国土交通省の「災害に強いまちづくりガイドライン」に基づくと、災害に強いまちづくりのためには、災害による「被害の最小化（防災・減災）」と「被災からの早期回復（復旧・復興）」という二本柱を総合的に進め、地域全体の災害リスクを本質的に軽減する必要がある。		
	本市においては、平成14年に市民から田久交差点付近の水害対策を求める請願が提出されて以来、長年にわたり様々な水害対策を進めてきたことは一定評価する。特に、令和6年3月には「雨に強いまちづくりビジョン」を策定し、具体的な期間や予算を明示して取組を進めることとした点は、将来を見据えた重要な一步であると認識している。しかしながら、近年多発する線状降水帯の発生や局地的豪雨による降雨量の増加など、以前にも増して災害が激甚化している中で、残念ながら市内では被害が繰り返され、市民の生命は危険にさらされ、経済活動は停滞し、多くの市民の不安は依然として解消されていない。このような憂慮すべき状況の下、令和7年8月豪雨を受け、田久水害対策期成会をはじめとする地域住民の方々から再び、抜本的な対策の前倒しと強化を求める声が緊急要望書という形で提出された。これを踏まえ、市長の見解及び具体的な行動について、以下のとおり質問する。		
(1)	令和7年9月25日に、田久自治会、田久水害対策期成会、土穴自治会、赤間駅周辺活性化協議会の代表連名で提出された緊急要望書に対する市長の見解及び要望を受けて以降の具体的な対応を伺う。		
(2)	文書質問への回答によると、災害ボランティアセンターについては、令和7年度に改めて訓練を実施する予定とのことだが、令和7年8月豪雨ではどのように対応したのか。また、課題は。		
(3)	文書質問への回答によると、令和6年7月の大河川氾濫を受け、現地パトロールを強化するため新たに企画班を設け、現地パトロールの回数を増やし、被害箇所の取りまとめ及び精査を実施したことであったが、令和7年8月豪雨にどのように生かされたのか。また、課題及びその対策について伺う。		
(4)	被災状況の確認、ニーズ調査、対策指示の時期及びその主体について、従前の答弁では、被害状況の把握は各班のパトロールにより情報収集を行い、また、コミュニティ運営協議会や自治会の協力を得て被害状況の確認やニーズ調査を行い、対策の指示は災害対策本部が速やかに出すとあった。そこで、令和7年8月豪雨における被災状況の確認、ニーズ調査、対策の指示及びその主体について、状況を伺う。		
(5)	上下水道や道路、建物、植栽など本市の公共施設を維持管理する地元の建設・土木・造園事業者等は、日頃の市民生活にとっても、また災害対応や復旧のためにもなくてはならないパートナーである。令和7年8月豪雨における緊急対応（道路啓開、土砂撤去、簡易復旧など）では、お盆期間中である上、市内で復旧対象箇所が多発していた状況下では、市内業者の対応も極めて厳しかったものと推察する。実際には、誰がどのような体制で、初動から一連の緊急復旧作業を行ったのか。また、復旧作業に対する市長の見解と評価を伺う。		
項目2	赤間駅周辺の活性化について		
テロップ	赤間駅周辺の活性化について		
	JR赤間駅周辺の活性化に向けては、赤間駅周辺活性化協議会が長年にわたり県道の改良要望や祭りの開催など、地域主体の取組を続けており、本年9月には役員体制の若返りも図られた。これに加え、9月30日には本市とJR九州との間で連携協定が締結されるなど、官民連携の新たな動きも見られており、駅周辺のさらなる活性化が期待されるところである。そこで、JR赤間駅周辺の活性化に対する市長の認識と今後の展望を伺う。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（18）番 伊達 正信

以下のとおり通告します。

発言順	2	受領日時	令和7年10月31日 9時20分
項目1	: 災害に強い宗像を目指して		
テロップ	: 災害に強い宗像を目指して		

今年の8月9日から発生した豪雨では、本市の72時間雨量は600ミリを超えて観測史上最大を記録し、床上浸水や道路の損壊など各地で多くの災害が発生した。この8月豪雨を振り返り、以下質問する。

(1) 気象状況や災害発生状況など、行政からの情報伝達は市民の安全確保に欠かせないものである。行政は市民に対してこれらの情報をどのように伝達しているのか。また、その効果と今後の課題は。

(2) 近年の想定を超える豪雨に対応するためには、市民が豪雨災害を自分事と捉え、自助共助の意識を醸成することも大切であると考える。そのために、市が取り組んでいることはあるか。

(3) 昨年の豪雨時にも道路冠水が見られ、車両の通行によって発生する波が店舗等の浸水被害を拡大させたと聞く。これを受けて、市は道路冠水警報システムを設置し、今年8月の豪雨時にも電光掲示板で車両の迂回等を促したが、その効果は限定的であったと感じている。車両の通行による店舗等の浸水被害拡大を防ぐためには、警察署や消防団等と連携した通行止めなどの対策が必要と考えるがどうか。

(4) 田熊地区の水害の要因は何であると考えているか。また、今後の対策は。

(5) 現在、山田川周辺の須恵地区で住宅地開発が進んでいるが、その住宅地の浸水対策を含め、山田川の水害対策をどのように考えているか。

(6) 本市は本年9月にJR九州と包括連携協定を締結した。その中で両者が連携して取り組む事項として「災害につよいまちづくり」が含まれている。このことからも、特に赤間駅周辺の水害対策は急務と考える。中長期的な構想を含め、赤間駅周辺の水害対策について、今後の展望を伺う。

(7) 今回の豪雨における農業用ため池の被害状況は。

(8) 被災者に対する喫緊の支援を行う上において、罹災証明書・被害届出証明書の速やかな発行が望まれる。今回の発行状況と今後の課題は。

項目2 : 学校給食について

テロップ : 学校給食について

(1) 本市の学校給食について、市の基本的な考え方はどのようなものか。

(2) センター方式と自校方式のメリットとデメリットをそれぞれどのように認識しているか。

(3) 近年の物価高により給食費の値上げを実施した自治体もあるが、本市の対応は。

(4) 国は来年度から小学校（義務教育学校・特別支援学校等を含む）の給食費無償化を実施しようとしているが、無償化になった場合でも、本市の質の高い給食は担保できるのか。市の見解は。

(5) オーガニック給食の導入や推進に関する市の方針は。

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（17）番 北崎 正則

以下のとおり通告します。

発言順	3	受領日時	令和7年11月5日 11時26分
<b>項目1</b> : 宗像の教育の充実を図るために <b>テロップ</b> : 宗像の教育の充実を図るために			
本市は今年、「第3次宗像市総合計画」を策定し、10年後に目指す宗像市の将来像を示した。これに合わせて、教育分野においても「宗像市教育大綱」を策定し、教育行政を推進するための基本方針を定めたところである。			
現代社会の多様化が進む中で、共生社会の実現や予測困難な未来に向けて、持続可能な社会の担い手を育てることが強く求められている。そこで、以下の点について伺う。			
(1) 宗像市教育大綱の基本理念として掲げる「誰もが楽しく学び、幸せや生きがいを感じ、活躍できるまち宗像」について、その具体的な姿をどのように描いているのか。			
(2) 宗像市学校教育アクションプランの基本施策1の主な指標に掲げている「自分の住んでいる地域や社会をよくするために何かしてみたい」という意識の醸成に関し、各学校での具体的な実践はどのように行われているのか。			
(3) 小中一貫コミュニティ・スクールについて ア 小中一貫コミュニティ・スクールの目的は。 イ 小中一貫コミュニティ・スクール研究発表会の目的は。 ウ 10月に学びの丘学園及び玄海学園で開催された同研究発表会の成果と課題は。また、教職員や地域の方々へ実施したアンケートの分析結果は。 エ 今回の研究発表会では、各地域の大きな課題「伝統文化や産業の担い手不足」に対応する取組が見られた。これらは単なる学園単位の研究発表にとどまらず、市の課題解決の一助になると考えるが、研究結果を市の施策に生かせないか。			
(4) 部活動改革の取組について、現在の進捗状況、課題及び今後の展望は。			
<b>項目2</b> : 気候変動等に伴う農業・水産業への支援は <b>テロップ</b> : 気候変動に負けない農業、水産業			
気候変動における地球温暖化の進行は、我々の予想を超える速さで進み、暮らしに大きな影響を及ぼしている。特に農業や水産業への影響は深刻であり、米の不作や漁獲量の減少などにより、将来の見通しが立ちにくい不安定な状態が続いている。さらに、従事者の減少と高齢化も進行しており、これらの課題に対応するためには、農業・水産業の省力化・効率化の推進が一層求められている。そこで、以下の点について伺う。			
(1) 水稲栽培においては、田植えを行わずに水田に直接種子をまく「水稻直播」という手法により、育苗や田植えの工程を省略し、省略化・効率化を図ることができる。それに加え、直播にはドローンやG P SなどのI C Tを活用することで、さらなる効率化を図ることができると考えるが、本市における導入状況と今後の見通しについて伺う。			
(2) 地球温暖化により海水温が上昇し、本市の水産業も厳しい経営環境に直面している。このような状況をどのように捉えているのか。また、課題解決の一つの方策とされるI C Tを活用した漁業の取組状況について伺う。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（7）番 川内亮

以下のとおり通告します。

発言順	4	受領日時	令和7年11月17日 9時10分
項目1	: 公共交通について		
テロップ	: 公共交通について		
	公共交通について、以下質問を行う。		
(1)	宗像版公共ライドシェア「むなりんく」について		
ア	実証運行を行っている岬地区、自由ヶ丘地区、河東地区におけるこれまでの利用実績は。また、利用者からはどのような声を聞いているか。		
イ	コールセンターの人員配置やむなりんくの配置台数についての課題は。		
ウ	エリアごとの配置台数や委託金額が当初から変わった経緯は。		
エ	令和7年9月議会では、運行エリアや運行時間についての住民からの要望が取り上げられた。それに対して具体的にどのような検討を行っているか。		
オ	当初、赤間西地区、東郷地区での実証運行開始時期を令和9年度からとしていたが、令和7年9月の一般質問では、これを前倒し、令和8年度中の実証運行開始を考えているとの答弁があった。同2地区の実証運行開始時期の見込みは。		
(2)	高齢化による運転免許証の自主返納が進む中、ふれあいバス、コミュニティバスは車を運転できない高齢者にとって非常に重要な移動手段である。市民からは増便など様々な要望を耳にするが、今後の本市の取組は。		
(3)	本市は重度の障がいがある市民に対して、福祉タクシー利用券を交付している。高齢者を対象にしたタクシー利用券を交付できないか。		
(4)	令和7年9月の補正予算では、宗像警察署前のバス停を空調つきのバスシェルターにする予算が盛り込まれた。本市は今後主要なバス停の待合環境の改善を表明している。どのようなバス停を主要なバス停と考えているか。		
(5)	本市に対し、バス路線の廃止を申し出ている西鉄バスとの協議の進捗は。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（13）番 小林 栄二

以下のとおり通告します。

発言順	5	受領日時	令和7年11月17日 12時29分
<b>項目1</b> ：産業振興条例制定の方向性について			
<b>テロップ</b> ：産業振興条例制定の方向性について			
本市では、これまで「産業振興計画」を策定し、農業・水産業・商工業・観光など、地域産業の特性を生かした取組を進めている。また、同計画は5年ごとに見直されており、その計画に基づく取組は、より実効性が高まり、環境変化が目まぐるしい産業分野においては、有効であると考える。			
一方で、産業振興については、「産業振興条例」や「地域経済活性化条例」などを制定している自治体もある。中には、この条例によって産業政策の基本理念や市・事業者・市民それぞれの役割を明文化し、政策の一貫性や継続性を高め、府内調整や予算確保を進めやすくするなどの効果を上げている例も見られる。			
こうした点を踏まえ、今後の計画策定や条例制定の考え方について、以下質問する。			
(1) 本年度で計画期間を終える現産業振興計画の今後について、どのように考えているか。			
(2) 産業政策の基本理念や市・事業者・市民それぞれの役割を明文化した条例の制定について、本市はどのように考えているか。			
<b>項目2</b> ：有害鳥獣対策について			
<b>テロップ</b> ：有害鳥獣対策について			
近年、有害鳥獣による被害が拡大している。全国的にみると、熊による人や農作物等に対する被害が相次いでおり、全国ニュースでも特集が組まれるなど、大きな社会問題となっている。			
本市においては、イノシシによる農地等への被害が多発してあり、農業者からは困惑の声を聞く。有害鳥獣による農業被害の増加が、農業者の耕作意欲の低下や耕作放棄地の増加などを誘発し、結果として農業の衰退にもつながることが危惧される。			
そこで、イノシシをはじめとする有害鳥獣対策の現状について、以下質問する。			
(1) 本市の有害鳥獣の捕獲の現状は。			
(2) 本市では、どのような有害鳥獣対策を行っているか。			
(3) 本市には有害鳥獣の捕獲等に従事する人がどのくらいいるか。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（8）番 石松 修

以下のとおり通告します。

発言順	6	受領日時	令和7年1月17日 15時50分
項目1	ふれあいバスで使用されているEVモーターズ・ジャパンのEVバスについて		
テロップ	E Vモーターズ・ジャパンのEVバスについて		
	市は、株式会社EVモーターズ・ジャパンからEVバスを購入し、令和6年4月からふれあいバス第1系統を走る路線バスとして使用している。しかし、同社が納品したEVバスは、大阪万博や他の自治体にも導入されているものの、多くの不具合が発生している状況がある。令和7年9月、国土交通省は、同社に対し、販売したすべての車両の点検指示を行った。その結果、全販売車両の3割超となる113台で不具合が発見された。これを受け、国土交通省は道路運送車両法に基づく立入検査を行った。		
	これらの状況を踏まえて、市が購入したEVバスについて、以下質問する。		
(1)	E Vバスを導入した目的は。		
(2)	同社の当該EVバスを導入した経緯と、選定における具体的な判断基準は。		
(3)	当該EVバスの現在の運行状況は。また、不具合の発生状況、点検状況及びその公表状況は。		
(4)	当該EVバスは、契約において市が示した仕様に適合していたのか。また、民法上の契約不適合責任に該当しないのか。		
(5)	今回の国土交通省の指示による一斉点検、立入検査を、公共交通の安全・安心な運行と信頼性の確保という観点から、どのように認識しているか。		
(6)	公共交通に使用するバスは何よりも安全・安心・確実な運行が求められると考える。現状を踏まえ、今後のEVバスの使用についてどのように考えているか。		
項目2	市立中学校部活動の地域移行（展開）について		
テロップ	市立中学校部活動の地域移行について		
	市は、令和5年9月から、休日（土日祝）の学校部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する取組を開始し、令和7年9月から平日の2日間（火曜・木曜）も地域クラブの活動とし、令和9年8月までに学校部活動の地域移行を完了することを目標に取組を進めている。		
	これらの状況を踏まえて、部活動の地域移行について、以下質問する。		
(1)	部活動の地域移行の目的は。また、現状と課題、今後の対応は。		
(2)	国は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しているが、そのガイドラインに対する市の対応は。		
(3)	市が作成した「中学生も参加できるスポーツ・文化芸術活動団体リスト」の掲載基準及び現在の登録状況は。また、このリストを今後どのように活用していくのか。		
(4)	市が認定地域クラブを認定する目的及び認定される団体のメリットは。また、現在の認定状況は。		
(5)	人数が多く、運搬が困難な楽器も使用する吹奏楽部の地域移行の状況について ア 現在の地域移行の状況は。また、受け皿である地域クラブの状況は。 イ 指導者や練習場所の確保についての現状は。また、教員の兼業による指導状況は。 ウ 吹奏楽部及び地域クラブの吹奏楽コンクールへの参加状況は。 エ 現在の楽器の管理はどのように行っているか。また、地域クラブに完全移行した後の楽器の新規購入、更新は市が行うのか。市の方針は。		
(6)	地域クラブの運営費の状況を把握しているか。また、市費による運営費の補助等はあるのか。		
(7)	ふるさと寄附金の活用について ア 使途を「文化芸術又はスポーツの振興」に指定している寄附金額と充当額は。 イ 寄附金の使途を「文化芸術の振興」と「スポーツの振興」に分け、さらにそれぞれに文化部・運動部別に部活動地域移行の項目を設け、活用できないか。 ウ 吹奏楽部、地域クラブのために、楽器の寄附を受け付ける仕組みや寄附楽器の査定額が税額控除の対象となる楽器寄附ふるさと納税を実施できないか。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（10）番 岩岡 良

以下のとおり通告します。

発言順	7	受領日時	令和7年11月18日 12時6分
項目1	市立学校の周辺住民に対する環境対策について		
テロップ	市立学校の周辺住民に対する環境対策について		
	本市は、小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校の市立学校を有する中、令和4年度からは、学園（学校）と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「小中一貫コミュニティ・スクール」を導入し取組が進められている。この取組には地域住民による学校への協力が、また、それと同じく行政や学校から地域住民に対する協力が必要不可欠である。中でも学校のすぐ近くにお住まいの市民に対しては、環境面からのさらなる配慮が必要となる場合もあると考える。現在、行政や学校として、周辺住民に対してどのような協力・配慮がなされているか伺う。		
項目2	自主防災組織と防災士の関係について		
テロップ	自主防災組織と防災士の関係について		
	東日本大震災や熊本地震、福岡県西方沖地震といった巨大災害だけでなく、近年では気候変動に伴う風水害の激甚化に伴い、行政による災害対応も一層重要になってきたが、同時に、自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」の意識が極めて重要になってきた。本市もこれまで自治会やコミュニティにおいて自主防災組織の立ち上げを進めてきたが、さらなる地域自主防災組織の強化のため、多くの防災士を養成してきた背景がある。そこで、本項目では、本市の各自主防災組織がどのように機能し、防災士の資格を取得した地域住民がその中で果たしている役割について、市はどのように把握しているのか伺う。		
項目3	コミュニティ施策の充実について		
テロップ	コミュニティ施策の充実について		
	令和7年3月議会において、コミュニティ施策に関する「現在のコミュニティに与えられるまちづくり交付金は、その使途が極めて限定的であり、柔軟性がないものになっているため、担い手のつながり、広がりを阻害している可能性があるので、見直しが必要ではないか」という質問を行った。その際、本市の答弁は「まちづくり交付金については、地域にとって最適に使っていただけるものにしていきたいと考えているため、令和7年度に総合的な見直しに着手したい」というものであった。そこで、本項目では、この見直し係る進捗について伺う。		
項目4	学校部活動の地域展開について		
テロップ	学校部活動の地域展開について		
	中学校の部活動は学校教育の一環として行われ、我が国の文化・スポーツ振興を大きく支えてきた。体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいものである。しかし、今日においては、少子化や教員の負担軽減の必要性から、従前の運営体制では維持が難しくなってきたという課題を前に、令和4年度に国が部活動を地域クラブ活動に移行するという部活動改革の方針を提示したことによって、本市はこれに準ずる形で、令和8年4月には休日の部活動の地域展開を完了し、令和9年9月には平日部活動の地域展開を完了する計画を進めてきた。		
	しかし、多くの関係者や保護者もこの背景や方向性について、概ね理解に努めようとする一方で、地域展開によって生ずる子どもたちへの具体的な不利益が十分に払拭されない現状に、極めて多くの不安の声が上がっている。そこで、本項目では、部活動の地域展開に伴う住民の不安の声を市はどのように把握しているか伺う。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（4）番 田中 るみ子

以下のとおり通告します。

発言順	8	受領日時	令和7年11月20日 11時26分
項目1	不登校児童生徒へ教育機会確保を		
テロップ	不登校児童生徒へ教育機会確保を		
	本市では、不登校の児童生徒が年々増えている。令和6年度の不登校の児童数は117人、生徒数は203人だった。学校に行けない児童生徒のために、市は教育サポート室「エール」や子どもの自立サポートセンター「ホープ」を設置している。また、校内教育支援センターを小学校5校、中学校4校に設置しており、それぞれの取組は一定の評価がされている。しかし、不登校の子どもの保護者からは「相談先の情報が分かりにくい」「中学卒業後の進路が不安。情報をもっと知りたい」等の声がよく聞かれ、保護者が一人で悩みを抱え込まないような支援が求められている。		
	令和5年に文部科学省は誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」を公表した。本市においては、今年策定した第3次宗像市総合計画や宗像市子ども計画の基本方針に「誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実」を掲げている。そのような中、不登校の子どもに寄り添って、学ぶ機会を確保し、進路選択ができるようこれまで以上にきめ細かな支援を充実させる必要があると考え、以下の質問をする。		
(1)	一人一人に合った支援をするためには、その子どもの不登校の理由や背景、家庭での生活状況や今後の希望などを把握する必要があると考える。不登校の子どもの実情をどのように把握しているのか。		
(2)	今年8月、学習保障の取組として「全ての児童生徒に安心できる学びの場を」という不登校に関するリーフレットを小中学校の保護者にデータで配信している。このリーフレットについては、安心できる場所（別室）や「学び方」等の説明がないこと、学校内外の相談先（電話番号などを含む）の情報が少なく分かりにくいという声がある。		
ア	分かりにくいという声を市は把握しているか。		
イ	このリーフレットの作成過程で、保護者の声を聞いているか。		
(3)	今年10月、宗像市・福津市・古賀市それぞれの不登校の親の会3団体が主催で、私立の通信教育校やサポート校を含めた11校の担当者が参加する進路説明会が初めて開催され、多数の保護者が参加した。		
ア	中学校の不登校の生徒に進路相談や指導をしているか。		
イ	本市の不登校の親の会と連携はしているか。		
項目2	子どもが幸せに生きるための包括的性教育を		
テロップ	子どもが幸せに生きるための包括的性教育を		
	近年、包括的性教育の必要性が重要視されている。包括的性教育はこれまでの性の知識だけでなく「自分と相手を大切にする方法」を学ぶ人権教育であると言われており、ユネスコなどの国際機関が提唱し、世界に広がっている。日本においても、子どもへの性犯罪、性暴力が増加する中で、子どもを守り安心して生活できるように包括的性教育の取組が全国的に広がっている。また、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイドラインでは、年齢発達に合わせたカリキュラムで継続的に学ぶことが勧められている。そこで、本市の取組について、以下の質問をする。		
(1)	令和5年、助産師兼性教育Y o u T u b e r のシオリーヌ（大貫詩織）さんの講演会を本市主催で開催した。また、令和6年はむなかた男女共同参画協議会の主催で、令和7年はむなかた男女共同参画協議会と男女共同参画推進課の共催で包括的性教育の講演会を行い、いずれも好評だった。これらの講演会は、どのような趣旨で開催したのか。		
(2)	本市の児童生徒への包括的性教育の現状について		
ア	文部科学省が推進している「生命（いのち）の安全教育」は、どの学年で行っているか。		
イ	今後、包括的性教育に取り組むことを検討しているか。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（19）番 新留 久味子

以下のとおり通告します。

発言順	9	受領日時	令和7年11月20日 12時54分
項目1	宗像市で公契約条例制定の検討を テロップ：公契約条例制定の検討を		
	公契約条例とは、市が発注する工事、製造の請負及び業務委託・指定管理に従事する労働者の「適正な賃金や労働条件等の確保」を契約事項に定めた契約を締結することで、労働者の生活の安定を図り、「公共工事及び公共サービスの質を向上させ、地域経済や地域社会を活性化する」ことを目的とした条例である。 近年、介護従事者、保育士、学童保育所指導員などのケア労働者の確保は、全国的な問題であり、本市にあっても大きな課題となっている。この人手不足解消の一つの手立てとして公契約条例を制定し、自治体が賃金水準の確保等の支援を行っている例がある。この条例を制定した自治体は、令和7年1月時点で全国90自治体、そのうち賃金条項を盛り込んでいる自治体は、直方市をはじめ33自治体となっている。 そこで、こうした先進地の自治体を参考に、本市でも公契約条例の制定を検討できないか。		

項目2：自治会の防犯灯の維持管理費を公費で

テロップ：自治会の防犯灯維持管理費を公費で

自治会が設置した防犯灯については、そこを通る全ての人が恩恵を受けるにもかかわらず、自治会が維持管理費を負担している現状がある。そのため「自治会の加入世帯が減少し、自治会での防犯灯の維持管理費が大きな負担となって大変」「防犯灯の整備は地域住民にとって必要だが、なぜ自治会加入世帯だけで負担しないといけないのか」「住民が分断される要因となっている」などの声が上がっている。

自治会によっては、賛助会員制などを設けて地域住民全体で費用の負担をしている地区もある。しかし、その制度によって加入率がますます減少してきているなどの問題も起きている。

そこで、以下について質問する。

- (1) 自治会加入率の過去5年間の推移は。
- (2) 防犯灯の維持管理費を自治会が負担することの法的根拠は。
- (3) 自治会の防犯灯の維持管理費を公費で賄うことについて、市の考えは。

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（14）番 吉田 剛

以下のとおり通告します。

発言順	10	受領日時	令和7年11月20日 15時11分
項目1	: 宗像の豊かさを形にする都市計画を		
テロップ	: 宗像の豊かさを形にする都市計画を		

都市計画制度とは、都市計画法により定められたまちづくりのルールであり「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」とされている。また、都市計画法は国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針について規定している。

本市の都市計画は、昭和36年の旧宗像市地域の都市計画区域の指定から始まった。現在は都市計画法に基づき、地域の実情において市民の意見を反映させながら、都市づくりの将来ビジョンを明確にし、その実現のための整備方針や諸施設の計画等を定めた都市計画マスタープランを策定している。

この都市計画が本市の都市ビジョンを明確にし、都市計画の視点で宗像の豊かさを形にすることで、住み続けたいだけでなく、住みたいまちになるために、以下質問を行う。

(1) 本市の都市計画の目的と現状は。

(2) 近隣市である古賀市、福津市の都市計画と開発の現状を把握しているか。

(3) 宗像市都市計画マスタープランについて

ア 第3次宗像市都市計画マスタープランは、第2次宗像市都市計画マスタープランからどのように変化したか。

イ 新しく拠点となった宗像市役所周辺の土地利用方針と将来像は。

ウ 拠点である東郷駅周辺の土地利用方針と将来像は。

エ 地区計画制度の概要と本市における近年の決定状況は。

オ 都市環境形成の方針は。

(4) 第3次宗像市総合計画や第3次宗像市都市計画マスタープランは計画終期（令和17年3月末時点）での人口維持を目指している。もし人口を10万人にすることを目標とした場合、どのような都市計画になると考えるか。

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（6）番 三島 隆由

以下のとおり通告します。

発言順	11	受領日時	令和7年11月20日 15時31分
項目1：地域の自治会の発展のために			
テロップ：地域の自治会活動の充実のために			
<p>本市では、自治会加入率が年々減少している。その原因の一つとして、自治会の仕事が多岐にわたり、かつ仕事量が多いことが考えられる。そこで、課題解決のため市としてできることがあるのではないかと考え、以下質問する。</p> <p>(1) 現在の自治会の加入率は。 (2) 市から自治会への業務委託または「お願い」している事業には何があるか。 (3) 自治会加入率を高めるために市として取り組んでいることは。 (4) 地域の自治会活動の今後の課題は。</p>			
項目2：中学校部活動の地域移行について			
テロップ：中学校部活動の地域移行について			
<p>国では、教員の働き方改革の一環として中学校部活動の地域移行を推進している。それを受け、本市でも令和5年度から段階的に地域クラブへの移行を進め、令和9年9月には学校の部活動を廃止する方向を打ち出した。この間、広く地域の保護者、指導者の声を聞く機会があったが、「ゴールを決めてやるのは拙速ではないか」「家庭への経済的負担などのために地域クラブだと活動が続けられない生徒が出てくる」などのご意見を頂いた。そこで、以下質問する。</p> <p>(1) 部活動の地域移行を令和9年9月までに完了するという方針の根拠は。 (2) (1)について、市において考えられる課題は。 (3) 送り迎え、帰宅時間、保護者の経済的負担などの地域移行によって生じる問題を解決するために、市はどのような施策を行うのか。 (4) (3)の問題を解決するために、地域クラブ活動はできるだけ中学校ごとに実施することはできないか。また、その場合には外部指導者の人数の確保が必要だと考えるが、市の見解は。 (5) 地域移行によって地域クラブ活動に加入しない生徒が増え、スポーツや文化活動に触れる機会が減少するのではないかと危惧するが、市の見解は。 (6) 地域移行によって生じる移動中及びクラブ活動中などの生徒の安全確保について、市の見解は。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（2）番 花田 哲司

以下のとおり通告します。

発言順	12	受領日時	令和7年11月20日 15時53分
項目1	不登校対策の強化について		
テロップ	全ての子どもに学びの保障と居場所づくりを		

近年、不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、令和7年10月29日に文部科学省が公表した調査では、小中学校における不登校児童生徒数が過去最多を記録した。このことは、不登校が特別な事象ではなく、全ての子どもたちに関わる、社会全体にとっての喫緊の課題であることを示している。

本市においてもこの傾向は例外ではなく、不登校児童生徒数は年々増加している。本市では、子どもの自立サポートセンター「ホープ」や教育サポート室「エール」など、学校に行けない子どもたちのための多様な居場所と学びの保障に取り組んでおり、その成果は高く評価される。一方で、これらの支援機関にアクセスできない児童生徒や、孤立しがちな保護者への支援が依然として課題であり、予防的・早期介入的な支援体制の構築が求められている。

そこで、以下の点について質問する。

(1) 本市における不登校の現状と傾向分析について

ア 小中学校別の不登校児童生徒数の推移と要因をどのように分析しているか。  
イ 不登校の未然防止及び長期化防止のためにどのような取組を行っているか。  
ウ 学校での保護者向け相談窓口の設置等、不登校支援のためのアプローチの具体的取組は。

(2) 支援機関にアクセスできない層への対策強化について

ア いずれの支援にもつながっていない児童生徒には、どのような対応を行っているか。  
イ 家庭訪問事業における取組はどのような点に力を入れているか。

(3) 「ホープ」「エール」における保護者支援について

ア 保護者向けの個別相談支援の状況は。  
イ 保護者からの相談で市として工夫している点は。

項目2：職員が働きがいのある職場づくりを

テロップ：職員の離職と職場づくりの課題

(1) 職員の離職状況と背景認識について

ア 過去5年間における、勤続10年未満の若年層職員の離職者数及び50歳代の定年前早期退職者数の推移とその主な理由について、市の分析と見解を改めて伺う。  
イ 精神的な不調による休職・離職者数の傾向は。またその実態と分析は。

(2) 人事制度の運用実態と透明性の確保について

ア 職員調書について、全職員のうち提出した職員の割合はどの程度か。また、調書に記入された第3希望までの希望異動先の過去3年間の実現割合は。  
イ 職員調書の内容が、職員のキャリア形成や能力開発に真に生かされているか、その具体的な仕組みと認識は。  
ウ 人事異動の決定プロセスにおける、職員の心身の状況や健康状態への具体的な配慮基準は。また、異動の必要性が認められたにもかかわらず、実現しなかったケースに対する組織的な課題について、どう認識しているか。

エ 人事考課が職員の適正な待遇に生かされているか、また、その透明性と公平性をどのように確保しているか。

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（1）番 齋藤 元孝

以下のとおり通告します。

発言順	13	受領日時	令和7年11月21日 8時30分
項目1	：北朝鮮人権侵害問題（日本人拉致事件）の啓発について		
テロップ	：北朝鮮人権侵害問題（日本人拉致事件）の啓発について		
<p>毎年12月10日から同月16日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」であり、この期間については、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第4条第3項の規定において「国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。」と定められている。</p> <p>政府は現在、北朝鮮に対して首脳会談を打診し、拉致問題の解決に向けた意思を示している。しかし、拉致被害者5人の帰国からすでに23年が経過しており、若い世代の認知度の低下が大きな課題となっている。こうした状況の中、同法第3条の規定には「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」と努力義務が明記されており、地方自治体による啓発取組の重要性は高いものだと考える。</p> <p>そこで、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する本市の見解は。</p> <p>(2) 本市における「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取組実績はどのようなものか。</p> <p>(3) 政府が啓発教材として配布しているアニメ「めぐみ」について、本市ではどの程度活用しているのか。</p>			

項目2：市民に開かれた事務事業評価を！

テロップ：市民に開かれた事務事業評価を！

現在、国政では積極財政・減税の流れが進んでいる。これは、国全体として税負担を軽くし、経済を活性化させる一方、地方自治体としてはその動きを踏まえた財政運営が求められる。また、減税による税収減が生じた際に地方がやみくもに歳出を削ることは、市民生活の安全や安心を損ないかねず、丁寧な説明と根拠が求められる。そこで重要なのが「何を優先して税金を使うのか」という明確な判断基準の構築であり、本市で行っている事務事業評価は、今後ますますその必要性が高まることが予測される。本市は事務事業評価を行っている県下でも限られた自治体であるが、一方で、公開の在り方などの課題がある。

そこで、以下の点について伺う。

- (1) 本市の事務事業評価の目的は。
- (2) 事務事業評価の現状と課題は。
- (3) 本市が事務事業評価ではなく施策評価の公開にとどめている理由は。
- (4) 市民へのアカウンタビリティ（説明責任）として事務事業評価を公開すべきであると考えるが、市の見解は。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（5）番 神田 亜希子

以下のとおり通告します。

発言順	14	受領日時	令和7年11月21日 8時30分
項目1	地域猫活動の推進について		
テロップ	地域猫活動の推進について		

本市は、今年10月に「宗像市ワンヘルス推進宣言」を表明した。その中に「宗像市においては、地域猫や保護犬など、動物の命は人と同等に大切であるとの認識のもと、広域的にこれらの動物の健康や環境の健全性を守り、その活動を次の世代に引き継ぐ」と書かれている。この理念を踏まえ、地域猫活動のさらなる理解促進と支援の充実が必要ではないかと考え、以下質問する。

(1) 地域猫活動を継続していくためには、地域住民の理解を得ることが必要だと考えるが、そのためにはどのような啓発活動をしているか。また、その成果と課題は。

(2) 市内で地域猫活動を行っている団体は、令和6年度には31団体ある。これらの団体に対する市の支援にはどのようなものがあるか。

(3) 地域猫活動を行っている団体との意見交換や連携を図るための場はあるか。

項目2：包括的性教育の取組を

テロップ：包括的性教育の取組を

今年3月、SNSで公共施設に生理用ナプキンの設置を求める発信をした女性が、ひどい誹謗中傷にさらされた。その背景には、生理に対する無理解など、日本における性教育の不十分さとジェンダー平等の遅れがあると考える。また、県内の性犯罪は年々増加しており、その被害の約8割が10代、20代である。SNSの発達で、子どもたちは性についてもネット上で真偽の分からぬ情報を得ているのではないかと感じている。

正しい情報に基づいて自分の体のことを知り、よりよい選択ができるようになること自体が子どもの人権であるということを、大人がしっかりと認識し、正しい知識を子どもたちに伝えることが重要である。そのためにも包括的性教育の取組が必要だと考え、以下質問する。

(1) 本市には18歳未満の子どもが性に関して相談できる場があるか。

(2) 本市では、児童生徒に対してどのような性教育に取り組んでいるか。また、その性教育の取組をどのように評価しているか。

(3) 包括的性教育に対する本市の見解は。

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（9）番 木藤 裕司

以下のとおり通告します。

発言順	15	受領日時	令和7年11月21日 11時13分
項目1	：郷土の偉人の功績や伝統文化の継承を		
テロップ	：郷土の偉人の功績や伝統文化の継承を		
<p>本市には、世界遺産に登録された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」をはじめとする貴重な歴史文化遺産が多数存在している。また、宗像大社の「みあれ祭」のほか、五穀豊穣を願うお祭りや山笠、御神幸など、長い年月の中で受け継がれてきた伝統行事も様々な形で地域に残っている。そして、このような恵まれた歴史風土の中から、全国に名前が知られる郷土の偉人も多数輩出しており、市民の誇りであると考えている。</p> <p>しかしながら、特に郷土の偉人について、人物像、功績、あるいはその存在自体があまり知られていないのではないかと感じており、地域コミュニティや次の世代である子どもたちへ、より深く伝える取組を強化する必要があるのではないかと考える。郷土の偉人が残した功績は、単に歴史上の事実としてだけでなく、困難に挑んだ姿勢や地域への貢献といった「生き方」を学ぶ貴重な教材でもある。</p> <p>郷土の偉人の功績や地域伝統文化が後世に継承されていくということは、まちのアイデンティティを形成し、次世代の市民に自信と誇りを育むことにもつながると感じている。こうした貴重な遺産などが、本市において、地域住民や子どもたちに着実に伝わっていくことを期待して、以下質問する。</p> <p>(1) 歴史伝統文化の保存・活用・継承をどのように進めているか。</p> <p>(2) 学校教育において、郷土愛を育む「ふるさと学習」をどのように進めているか。</p> <p>(3) 郷土の偉人について、本市ではどのような人物がこれに該当すると考えているか。</p> <p>(4) 郷土の偉人のことは、地域にはどのように伝わっているか。</p> <p>(5) 学校教育の中で、郷土の偉人についてどのように紹介しているか。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（12）番 井浦 潤也

以下のとおり通告します。

発言順	16	受領日時	令和7年11月21日 11時47分
項目1	:本市の施策をさらに充実させるために		
テロップ	:本市の施策をさらに充実させるために		
	これまで本市が進める施策について、市民から様々な意見を伺うことで課題を整理し、施策の充実を図ることを考え提案してきた。今後も市民の声を基に様々な施策や事業に着目し、さらに充実させるために以下の質問を行う。		
(1)	田熊石畠遺跡歴史公園「いせきんぐ宗像」が開園から10年を迎える今年5月31日には開園10周年記念イベントが開催された。そこでは、10年前に子どもたちが埋めたタイムカプセルを掘り起こして開けるイベントがあり、東郷地区コミュニティだよりで当時小学生でタイムカプセルを埋めた住民に対し「10年後の自分」への手紙を預かっていますと呼びかけを行った。しかしながら、未だ多くのタイムカプセルをお返しできていない状況にあると聞く。そこで、市の広報等で「いせきんぐ宗像」の広報も併せて周知を行うことはできないか。		
(2)	有害鳥獣対策について、現在、農作物被害や市民農園等への被害に対して、市と猟友会が連携し捕獲活動に取り組んでいる。本市では平成24年に福津市、宮若市、岡垣町と3市1町で連携して鳥獣加工処理施設を設置しているが、現在の状況について、以下の質問を行う。 ア 現在の処理状況及びジビエとしての活用状況は。 イ 処理をした後の廃棄部分を減らすため、ジビエ利用のさらなる拡大を考えられないか。		
(3)	都市間競争で「住みたいまち、住み続けたいまち」に選ばれるために、市民のパートナーとしての職員の役割は重要である。そこで、まちづくりを担う職員の人材育成について、以下の質問を行う。 ア 現在、民間企業や官庁への職員派遣を行っているが、その成果をどのように捉えているか。 イ 民間企業や官庁での経験をどのようにまちづくりに反映させているか。		
(4)	小中学校において児童生徒が使用しているタブレット端末について、現在は家庭への持ち帰りは様々な理由からできないと聞いている。そこで、以下の質問を行う。 ア タブレット端末の活用により、不登校児童生徒とのコミュニケーションツールにもなると考えられるが、不登校児童生徒への貸出しさは行われているか。 イ タブレット端末を家庭へ持ち帰ることができれば、家庭学習や課題を児童生徒、教員の双方が効率的に行えると考えるが、今後持ち帰りを検討できないか。		
(5)	部活動地域移行における施設の利用について、現在、本市が進めている部活動地域移行を考えるに当たり、これまで部活動で使用していた学校施設をどのように活用していくのか、以下の質問を行う。 ア 部活動地域移行を進めるためには、その受け皿となる地域クラブの立ち上げが必要になってくる。これまで学校部活動で使用していた学校施設については、地域クラブが優先して使用できるのか。 イ 地域クラブが学校単位で設置されない場合、区域をまたいだクラブ活動が増加すると考えられる。その結果、放課後に学校施設外の運動施設を利用した活動が増えることが見込まれるため、屋外運動施設におけるナイター設備の充実が必要になると考える。今後のナイター設備の新規設置や既存施設の修繕に関する計画や方向性は。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（3）番 木村 武士

以下のとおり通告します。

発言順	17	受領日時	令和7年1月21日 12時15分
項目1	：宗像市におけるマイクロプラスチックごみの対策と取組について		
テロップ	：宗像市のマイクロプラスチックごみの対策と取組について		
<p>プラスチックが細分化してできるマイクロプラスチックごみによる環境汚染が世界的に深刻化しており、海洋生物の減少や海洋汚染といった海洋生態系への悪影響がもたらされている。そして、最も深刻なのは、人体へ影響を及ぼすということである。本市に流れ着いた海岸漂着ごみの中にもマイクロプラスチックの元になるプラスチックごみが確認されている。</p> <p>本市は世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」や大島、地島、さつき松原などを有しており、豊かな海と自然環境は市民の誇りであると同時に、将来世代へ引き継ぐべき重要な財産である。そのため、景観や生態系、人の健康を守るために、行政・市民・事業者で連携して持続的な対策に取り組む必要があると考え、以下質問する。</p> <p>(1) 本市の沿岸部と離島における漂着ごみの量や種類、季節による変動など、現状をどのように把握しているか。</p> <p>(2) 2050年にはプラスチックごみが魚の量を上回ると言われている。こうした現状を市はどう捉えているか。</p> <p>(3) プラスチックそのものを減らすために本市が行っている取組は。</p> <p>(4) 容器包装リサイクル法に基づく本市の取組とその効果は。</p> <p>(5) 本市が掲げる「Save the Sea」の取組にはどのようなものがあり、どのような効果を生んでいるか。また、令和7年10月号むなかたタウンプレスに掲載された特集記事の反響は。</p> <p>(6) 海岸清掃活動や啓発事業において、民間企業とどのように連携・協働しているのか。また、これまでの具体的な成果は。</p> <p>(7) 市内の小学4年生を対象に実施している「水辺教室」はどのような教育的効果が得られているか。</p> <p>(8) 毎年行われている宗像国際環境会議における成果と課題は。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

# 一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（11）番 上野 崇之

以下のとおり通告します。

発言順	18	受領日時	令和7年1月21日 14時37分
項目1：包括的性教育の実践に向けて			
テロップ：包括的性教育の実践に向けて			
<p>国際セクシュアリティ教育ガイドライン（改訂版）等によると、包括的性（セクシュアリティ）教育とは、「セクシュアリティの感情的、身体的、社会的諸側面についての、カリキュラムをベースとした教育と学習のプロセス」であり、実践的には、子どもたちや若者たちの健康、ウェルビーイング（幸福）、尊厳を実現し、尊重された社会的・性的関係を育て、自らの選択が自他のウェルビーイングにどのように影響するかを考えるために必要な知識やスキル、態度や価値観を身につけることを目指すものと定義される。</p> <p>包括的性教育は、これまで日本の性教育で行われている身体に関する医学的知識や学習指導要領のテーマに沿った内容を教えるだけでなく、子どもたちのニーズや取り巻く課題を踏まえた内容を様々な観点と方法で組み合わせ学んでいくという点で、大きく異なっている。学校教育やそれ以外の場でも、人間関係の中で同意や対話の経験を重ねながら、自らの権利や人権、ジェンダー平等などを理解し、生涯を通じて学び直したり、新たな社会をつくり出したりする実践につながる取組である。</p> <p>この包括的性教育の理念と実践に照らしながら、本市の性教育の取組について、以下質問する。</p> <p>(1) 性教育全般について</p> <p>ア 本市の学校教育における性教育の基本的な考え方と、主な学習内容は。</p> <p>イ 包括的性教育に対する本市の考え方。また、それに該当する具体的な取組は。</p> <p>(2) 子どもたちのニーズや課題について</p> <p>ア 性に関して学ぶ側である子どもたちの意識や、相談対応の必要性をどう考えているか。</p> <p>イ インターネットやSNS等を通じて、子どもたちも性に関する情報を容易に入手できる状況にあるが、市はこれについてどういった課題があると認識しているか。また、それへの対策は。</p> <p>(3) 包括的性教育の推進に当たっては、学校等の状況やニーズを踏まえて取り組む必要があると考えるが、どういった課題と対策が考えられるか。</p>			
項目2：子どもたちの福祉と教育の諸課題			
テロップ：子どもたちの福祉と教育の諸課題			
<p>令和6年第4回定例会での一般質問において、就学相談の受付期間内であるにもかかわらず、申込み件数の増加により予約できない状況が生じている可能性を指摘し、改善を要望したところ、今年度は相談枠数を増やす等の対応がなされた。この点は評価するものの、今年度もさらに申込み件数が増加し、結果として予約できない状況があったことが、令和7年第3回定例会における他議員の一般質問で明らかとなつた。</p> <p>この事案は就学先の選択に関する課題であるが、子どもや保護者にとって、市が行う福祉と教育の事業連携や情報周知に関する問題もあると考える。そこで、以下質問する。</p> <p>(1) 今後の就学相談の在り方に関する検討の状況は。また、就学相談を申し込むまでの保護者や学校側の負担軽減や、委員の定数や日程調整等についてはどう考えるか。</p> <p>(2) 特別な支援が必要な子どもたちと保護者に寄り添っていくために、児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉事業と、就学相談や学童利用等の申請や情報提供をより分かりやすく行うことはできないか。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。